

# 日本口腔・咽頭科学会認定

## 耳鼻咽喉科睡眠認定医制度

### 募集要項

日本口腔・咽頭科学会

#### 1. 制度の目的

本制度は、耳鼻咽喉科領域における睡眠障害、とくに睡眠関連呼吸障害の専門的診療に資する医師を育成・認定することにより、睡眠医療の質の向上、患者への信頼性確保、並びに耳鼻咽喉科診療における睡眠障害治療の社会的認知を促進することを目的とします。

#### 2. 認定医の名称

日本口腔・咽頭科学会認定 耳鼻咽喉科睡眠認定医

(Board Certified Otorhinolaryngologist in Sleep Medicine and Surgery, Japan Society of Stomato-pharyngology)

#### 3. 申請資格(基本要件)

認定医の申請には、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

1. 耳鼻咽喉科専門医の資格を有し、かつ取得後1年以上を経過していること
2. 日本口腔・咽頭科学会の正会員として1年以上の所属歴があること
3. 睡眠医療に関する2年間以上の臨床経験を有すること
4. 所定の講習会を1回以上受講していること
5. 睡眠医療についての幅広い知識及び診療能力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、結果を判読する能力を有すること
6. 睡眠関連呼吸障害に対する外科的治療に関する十分な知識及び診療能力を有する。もしくは、睡眠関連呼吸障害に対する外科的治療に関する十分な知識を有し、適切な医療連携が可能であること
7. 睡眠医療に関する研究・教育・学会活動等を通じて、学術的または社会的貢献を行った実績を有すること

#### 4. 移行措置(令和7年度・令和8年度)

令和7年度および令和8年度は、制度施行初期の移行措置期間として、筆記試験を免除し、書類審査および面接(口頭試問)のみによって認定を行います。

※令和9年度以降は、筆記試験および口頭試問が課されます。

## 5. 申請書類

以下の書類を提出してください。

1. 認定申請書(様式1)
2. 履歴書(様式2)
3. 耳鼻咽喉科専門医認定証の写し
4. 日本口腔・咽頭科学会会員歴証明書(事務局発行※)
5. 睡眠医療の臨床経験に関する申告書(様式3)
6. 講習会受講証明書の写し
7. 業績目録(様式4)
8. 申請料振込受領書の写し

※会員歴証明書は事務局 ([jssp@onebridge.co.jp](mailto:jssp@onebridge.co.jp)) へご依頼ください。

## 6. 費用

項目	金額
申請料	10,000 円
認定料(合格時)	30,000 円
更新料(5年ごと)	30,000 円

## 7. 審査の流れ

1. 申請書類の提出および申請料の納付
2. 書類審査
3. 面接(口頭試問) ※移行措置期間中
4. 認定制度運営委員会による審査
5. 日本口腔・咽頭科学会理事会による承認
6. 認定料の納付
7. 認定証の交付・認定医登録

## 8. 認定の有効期間

認定の有効期間は5年間です。更新には所定の条件を満たす必要があります。

## 9. 更新条件

更新には以下の条件をすべて満たす必要があります:

- ・日本口腔・咽頭科学会の学術集会に2回以上参加していること
- ・所定の講習会を1回以上受講していること
- ・所定の単位を50単位以上取得していること

### 更新単位の取得方法(合計50単位以上の取得が必要)

活動区分	内容	単位
学会参加	日本口腔・咽頭科学会(2回以上必要)	10単位/回
関連する学会の参加(国内)	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会総会・秋季大会、日本睡眠学会	10単位/回
講習会受講	日本口腔・咽頭科学会が指定する講習会	10単位/回
論文	睡眠関連の査読付き論文(筆頭)	10単位/本
発表	学術集会における睡眠関連の筆頭演者発表	5単位/回

## 10. 認定の取消・喪失

以下の場合は認定を取り消し、または認定資格を喪失します。

1. 更新手続を行わなかったとき
2. 重大な倫理違反・不正があったとき
3. 申請書類に虚偽があったとき
4. 日本口腔・咽頭科学会を退会したとき

※日本口腔・咽頭科学会の会員資格は、認定医資格の維持に必須です。退会した時点で認定医資格は自動的に喪失しますのでご注意ください。

## 11. 申請先・問い合わせ先

日本口腔・咽頭科学会事務局

耳鼻咽喉科睡眠認定医 認定制度運営委員会

※詳細は学会ホームページをご確認ください。

## 12. スケジュール

時期	内容
令和 7 年 12 月 1 日	制度施行開始
令和 7 ・ 8 年度	移行措置期間(筆記試験免除)
令和 9 年度以降	筆記試験・口頭試問を実施

以上

作成日:令和 7 年 1 月 29 日

修正日:令和 7 年 1 月 30 日 (メール審議反映)